

## 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の改正に伴う措置について

平成24年10月29日

入札監理課

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）が改正され、平成24年10月30日から施行されることとなりました。

このことに伴い次のとおり定め、平成24年10月30日以降に入札公告、又は指名通知を行った案件から適用しますのでお知らせします。

### 1. 要領等の改正の概要

- ・ 入札参加資格に「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成33年法律第77号)第32条第1項各号に該当しない者であること。」を追加しました。
- ・ 入札に参加する方は、福島県工事等競争入札心得（別添）暴力団排除に関する誓約事項（次ページに掲載）を承諾のうえ入札しなければならないこととしました。

### 2. 改正した要綱等

今回の暴力団対策法の改正に伴い、以下の要領等を改正しました。

- ・ [福島県条件付一般競争入札実施要領](#)
- ・ [福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領](#)
- ・ [福島県工事等競争入札心得](#)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。